

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 桜川市
- 2 派遣目的 赤浜上大島・つくば益子・東山田岩瀬線道路整備期成同盟会総会へ議員を派遣し、情報交換等を図る。
- 3 派遣期間 令和 7 年 5 月 16 日（金）
- 4 調査項目 (1) 令和 6 年度事業報告について  
(2) 令和 6 年度収入支出決算について  
(3) 令和 7 年度事業計画（案）について  
(4) 令和 7 年度収入支出予算（案）について
- 5 派遣議員 高野 文男
- 6 派遣経費 なし

令和 7 年 5 月 2 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐